

／特／集／  
まえがき

## 学術分野の男女共同参画 —問題の背景と課題

石渡真理子

筆者は、1960年代の初めに社会人となった。当時、女性は、結婚すれば退職するのが当たり前であった。出産後も働こうとする女性は、バッシングの的にされることさえあった。一方、高度経済成長政策のもとで、女性の労働力が求められ、結婚後も出産後も働きつづける女性が急増した時代でもあった。

しかし、働く女性たちに、男性と同様の地位や権利が与えられたわけではなかった。ごく一部の先進的な例を除けば、夫が家事の分担をすることなど思いもよらなかった。「男は外で働き、女は家庭を守る」という性別役割分担意識に強くしぼられるなか、妻は、家庭を壊さないように、パートやアルバイトで働いた。

フルタイムで、自立した働き方をしたければ、家庭も子育ても一人で背負って、保育所も自分たちの手で作り、男性以上に働くことが求められていたのである（「3人分働け」とか「10人分働け」と言われた）。親たちの介護も女性の役割であった。性別役割分担は、既婚女性、子持ちの女性に限ったことではなかった。職場でも、独身であるか、既婚であるかに関わらず、女性は補助的な役割を担うことが常であった。

研究者・技術者にとっても、この現状は例外ではなかった。実際、筆者が最初に就職した職場では、男女の給与体系がまったく違っていた。男性は、将来は幹部になることが期待されていたが、女性は、細かいところに気がつく、良き補助者であることが求められていた。

1979年、国連総会において女性差別撤廃条約が採択された。世界的に女性差別撤廃の流れが高まるなかで、日本は1985年に同条約を批准、同年に、男女雇用機会均等法を制定した。しかし、この法律は、性差別のない雇用環境を保証するものではなかった。

男女共同参画社会基本法が制定されたのは、1999年であった。

日本科学者会議（JSA）は、この年、「21世紀の科学・技術を男女共同で拓くために」をメインテーマに第10回女性研究者問題全国シンポジウムを東京で開催した。メインテーマには、これからの科学・技術を発展させるために、男女が力を合わせて女性差別をなくそうという意図が込められていた。

女性差別撤廃条約採択から32年、男女共同参画社会基本法制定から12年、日本政府も、女性研究者支援のための体制作りにより一定の役割を果たしてはきた。大学や研究機関では女性研究者を育て、増やすことを目的とした組織がつくられつつある。学術の世界でも、男女共同参画という言葉が定着したかに見える。

しかし、学術の分野において、実際に女性差別はなくなり、性別役割分担意識は克服されたのであろうか。

本特集の四つの論文は、問題とその背景をさぐり、同時に、科学・技術の発展に男女が差別なく関わっていける道をどう切り拓いていくかを考えるためのものである。世界と我が国における女性研究者の状況、政策や教育面での課題などが論じられている。

（いしわたり・まりこ：元大学教員，有機資源化学）